

## 横浜市屋外広告物条例事務処理要綱

制 定 平成 23 年 8 月 29 日 都デ第 352 号（局長決裁）

改正 平成 24 年 3 月 28 日 都デ第 916 号（局長決裁）

最近改正 平成 28 年 3 月 25 日 都総第 1088 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、別に定めるもののほか、横浜市屋外広告物条例（平成 23 年 3 月横浜市条例第 13 号。以下「条例」という。）及び横浜市屋外広告物条例施行規則（平成 23 年 7 月横浜市規則第 71 号。以下「規則」という。）の事務処理等に必要な事項について定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

### （広告物等の許可の申請）

第 3 条 規則第 3 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項に規定する申請書は、屋外広告物（表示・設置・変更・継続）許可申請書（第 1 号様式）とする。

2 前項の許可をしたときに交付する許可書は、屋外広告物（表示・設置・変更・継続）許可書（第 2 号様式）とする。

### （許可を受けた広告物等に係る届出）

第 4 条 規則第 9 条第 3 項に規定する届出書は、屋外広告物変更届出書（第 3 号様式）とする。

2 規則第 11 条第 1 項に規定する届出書は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 22 条第 1 項第 1 号の事由に該当する場合 広告主等変更届出書（第 4 号様式）
- (2) 条例第 22 条第 1 項第 2 号の事由に該当する場合 屋外広告物除却（滅失）届出書（第 5 号様式）

### （保管した広告物等）

第 5 条 条例第 25 条第 2 項に規定する保管物件一覧簿は、保管物件一覧簿（第 6 号様式）とする。

2 条例第 29 条に規定する受領書は、受領書（第 7 号様式）とする。

### （屋外広告業の登録）

第 6 条 条例第 31 条第 1 項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書（第 8

- 号様式) とする。
- 2 条例第 31 条第 2 項及び規則第 14 条第 1 号に規定する書面は、誓約書 (第 9 号様式) とする。
  - 3 条例第 32 条第 1 項に規定する屋外広告業者登録簿は、屋外広告業者登録簿 (第 10 号様式) とする。
  - 4 同条第 2 項の規定による通知は、屋外広告業登録通知書 (第 11 号様式) により行うものとする。
  - 5 条例第 33 条第 2 項の規定による通知は、屋外広告業登録拒否通知書 (第 12 号様式) により行うものとする。

(登録事項の変更の届出)

第 7 条 規則第 15 条第 1 項に規定する届出書は、屋外広告業登録事項変更届出書 (第 13 号様式) とする。

(廃業等の届出)

第 8 条 規則第 17 条第 1 項に規定する届出書は、屋外広告業廃業等届出書 (第 14 号様式) とする。

(講習会)

第 9 条 規則第 18 条第 1 項に規定する申込書は、講習会受講申込書 (第 15 号様式) とする。

- 2 同条第 6 項に規定する書面は、講習会修了証 (第 16 号様式) とする。

(業務主任者の資格の認定)

第 10 条 規則第 19 条第 2 項に規定する申請書は、業務主任者資格認定申請書 (第 17 号様式) とする。

- 2 同条第 4 項に規定する認定証は、業務主任者資格認定証 (第 18 号様式) とする。

(登録の取消し又は営業の停止)

第 11 条 条例第 43 条第 1 項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときに行う同条第 2 項の規定による通知は、屋外広告業登録抹消通知書 (第 19 号様式) により行うものとする。

- 2 同条第 1 項の規定により屋外広告業者の営業の全部若しくは一部の停止を命じたときに行う同条第 2 項の規定による通知は、営業停止命令書 (第 20 号様式) により行うものとする。

(特例屋外広告業者)

- 第 12 条 規則第 22 条第 1 項に規定する届出書は、特例屋外広告業届出書（第 21 号様式）とする。
- 2 規則第 23 条第 1 項に規定する届出書は、特例屋外広告業届出事項変更届出書（第 22 号様式）とする。
- 3 規則第 24 条第 1 項に規定する届出書は、特例屋外広告業廃業等届出書（第 23 号様式）とする。
- 4 条例第 44 条第 6 項の規定により特例屋外広告業者の営業の全部若しくは一部の停止を命じたときに行う同条第 7 項の規定による通知は、営業停止命令書（第 24 号様式）により行うものとする。
- 5 同条第 8 項に規定する特例屋外広告業者届出簿は、特例屋外広告業者届出簿（第 25 号様式）とする。
- 6 規則第 25 条第 2 項の規定による通知は、特例屋外広告業届出通知書（第 26 号様式）により行うものとする。

(屋外広告業者監督処分簿)

- 第 13 条 条例第 45 条第 1 項に規定する屋外広告業者監督処分簿は、屋外広告業者監督処分簿（第 27 号様式）とする。

(過料処分に関する通知)

- 第 14 条 条例第 59 条の規定による処分をしたときの通知は、過料処分決定通知書（第 28 号様式）により行うものとする。

(様式等の特例)

- 第 15 条 第 1 号様式、第 3 号様式から第 5 号様式、第 8 号様式、第 9 号様式、第 13 号様式から第 15 号様式、第 17 号様式及び第 21 号様式から第 23 号様式については、事務処理上支障がないと市長が認めるときは、別の書面に代えることができる。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

整理番号	—	—
------	---	---

## 屋外広告物（表示・設置・変更・継続）許可申請書

（申請先） 年 月 日

横浜市 市長

住所 〒  
申請者

氏名  
〔 法人の場合は、名称・代表者の氏名 〕  
電話番号



屋外広告物条例第9条第1項、第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり申請します。

表示（設置）場所	区 <span style="float: right;">（外 件）</span>
	〔 用途地域： 第1種低層、第2種低層、第1種中高層、第2種中高層、第1種住居、第2種住居、準住居、近商、商業、準工、工業、工専、調整区域 〕
広告物等の名称 又は種類	数 量
表示（設置）期間	年 月 日 から 年 月 日まで
広告物 管理者	住所 〒 氏名 電話番号
工事 施工者	住所 〒 氏名 電話番号 <hr/> 屋外広告業の登録番号又は届出番号 年 月 日 横浜市 屋外広告業 第 号
照明装置	有 ・ 無
点滅装置	有 ・ 無
映像装置	有 ・ 無
現に受けている 広告物等の許可	年 月 日 横浜市 指令 第 号

自家用屋外広告物 ・ 管理用屋外広告物 ・ その他

## 屋外広告物（ ）表示・設置・変更・継続

許可について上記のとおり申請がありましたので、審査しましたところ、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害防止上支障がないと認められますので、別紙条件を付けて許可します。

年 月 日 起 案	課 長	係 長	担 当 者
年 月 日 決 裁	公印承認	文書主任	受 付
年 月 日 完 結	合 議		
許可年月日 年 月 日	(手 数 料 金 額)		

この申請書には、広告物等の位置、形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面並びに近隣の状況を明示した図面等を添付してください。

整理番号	—	—
------	---	---

## 屋外広告物（表示・設置・変更・継続）許可書

年 月 日  
横浜市 指令 第 号

住所 〒  
申請者 氏名 様  
電話番号

年 月 日 申請のありました次の広告物等については、横浜市屋外広告物条例第9条、第17条及び第18条の規定により、別紙条件を付けて許可します。

横浜市長 印

表示（設置）場所	横浜市 区		
	〔 用途地域： 第1種低層、第2種低層、第1種中高層、第2種中高層、第1種住居、第2種住居、準住居、近商、商業、準工、工業、工専、調整区域 〕		
広告物等の名称 又は種類		数	量
許可期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
広告物 管理者	住所 〒 氏名 電話番号		
照明装置	有 ・ 無	手数料金額	
点滅装置	有 ・ 無		
映像装置	有 ・ 無		
（備考）			
自家用屋外広告物 ・ 管理用屋外広告物 ・ その他			

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

整理番号	—	—
------	---	---

### 屋外広告物変更届出書

（届出先） 年 月 日

横浜市 長

住所 〒  
届出者

氏名  
〔 法人の場合は、名称・代表者の氏名 〕  
電話番号



屋外広告物条例第18条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示（設置）場所	<p style="text-align: center;">区 <span style="float: right;">（外 件）</span></p> <p style="text-align: center;">〔 用途地域： 第1種低層、第2種低層、第1種中高層、第2種中高層、第1種住居、第2種住居、準住居、近商、商業、準工、工業、工専、調整区域 〕</p>	
広告物等の名称 又は種類	数 量	
工 事 施 工 者	住所 〒 氏名 電話番号	屋外広告業の登録番号又は届出番号 ----- 年 月 日 横浜市 屋外広告業 第 号
	照 明 装 置	有 ・ 無
点 滅 装 置	有 ・ 無	他の許可等
映 像 装 置	有 ・ 無	
現に受けている 広告物等の許可	年 月 日 横浜市 指令 第 号	
自家用屋外広告物 ・ 管理用屋外広告物 ・ その他		
（事務処理欄）	受 付	
	年 月 日 供 覧	課 長
年 月 日 完 結	担 当 者	

この届出書には、広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面を添付してください。

広告主等変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市 長

届出者 住所 〒  
氏名  
(法人の場合は、名  
称・代表者の氏名)  
電話番号

印

次のとおり屋外広告物の広告主等について変更しましたので、横浜市屋外広告物条例第22条の規定により届け出ます。

当該広告物等の許可	年 月 日 横浜市 指令 第 号 (整理番号 - - )		
表示(設置)場所			
表示内容			
事由発生年月日	年 月 日		
変更事項	旧		
	新		
(事務処理欄)		受 付	
年 月 日 供 覧	課 長	係 長	担 当 者
年 月 日 完 結			

屋外広告物除却（滅失）届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市 長

届出者 住 所 〒  
氏 名  
(法人の場合は、名  
称・代表者の氏名)  
電話番号

次のとおり屋外広告物を除去(滅失)しましたので、横浜市屋外広告物条例第22条の規定により届け出ます。

当該広告物等の許可	年 月 日 横浜市 指令 第 号 (整理番号 - - )		
表示（設置）場所			
表示内容			
除却（滅失）年月日	年 月 日		
備 考			
(事務処理欄)		受 付	
年 月 日 供 覧	課 長	係 長	担 当 者
年 月 日 完 結			

この届出書には、広告物等を除却し、又は滅失した後の写真を添付してください。





# 受領書

年 月 日

(提出先)

横浜市 長

住 所 〒

返還を受けた者

氏 名

Ⓜ

〔法人の場合は、名  
称・代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり広告物等又は屋外広告物法第8条第3項の規定により売却した代金の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物等	整理番号	
	名称又は種類	
	数 量	
現金の返還を受けた場合の金額		
備 考		

屋外広告業登録申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 長

住 所 〒

申請者

ふり がな  
氏 名

印

(法人の場合は、名  
称・代表者の氏名)

電話番号

横浜市屋外広告物条例第30条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類		※ 登録番号 横浜市屋外広告業登録 第 号	
1 新規 2 更新		※ 登録年月日 年 月 日	
法人・個人の別		1 法人 2 個人	
市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地並びに当該営業所の業務主任者	営業所	ふり がな 名 称	
		所在地	〒
		電話番号	
		業務主任者の <small>ふりがな</small> 氏名	
		業務主任者の資格	
	営業所	ふり がな 名 称	
		所在地	〒
		電話番号	
		業務主任者の <small>ふりがな</small> 氏名	
		業務主任者の資格	

(裏面に続く)

法人である場合の役員 (業務を執行する社員、 取締役、執行役員又はこ れらに順ずる者)の職名 及び氏名	職 名	ふり がな 氏 名	
未成年者である場合の法 定代理人の氏名(法人の 場合は、商号又は名称及 び代表者並びに役員の氏 名)及び住所	ふり がな 氏 名		
	住 所	〒	
	電話番号		
他の地方公共団体におけ る屋外広告業の登録等 (都道府県知事等の登録 を受けた者に関する特例 による届出を含む)	地方公共団体	登録等の年月日	登録等の番号

【担当者連絡先】

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(備考)

- ※印欄は、更新の登録申請の場合に記入してください。
- 「登録の種類」、「法人・個人の別」については、該当するものに○をつけてください。
- 営業所については、市の区域内で屋外広告業を行う営業所をすべて記入してください。
- 業務主任者の資格については、横浜市屋外広告物条例第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面に係る資格等の名称及び修了証書番号等を記入してください。
- 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入してください。
- 担当者が申請者と異なる場合は、担当者の連絡先を記載してください。

(提出先)  
横浜市 長

## 誓約書

登録申請者、その役員及び法定代理人は、横浜市屋外広告物条例第33条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所 〒

申請者

氏 名

〔法人の場合は、名  
称・代表者の氏名〕

電話番号

印

屋外広告業者登録簿

登録番号	横浜市屋外広告業登録 第 号		
登録年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
初回登録日	年	月	日
法人・個人の別			
氏名 (法人の場合、商号又は 名称及び代表者の氏名)			
住所	〒		
電話番号			
市の区域内で営業 を行う営業所の名 称及び所在地並び に当該営業所の業 務主任者	営業所	名称	
		所在地	〒
		電話番号	
		業務主任者の氏名	
		業務主任者の資格	
	営業所	名称	
		所在地	〒
		電話番号	
		業務主任者の氏名	
		業務主任者の資格	

(裏面に続く)

法人である場合の役員 (業務を執行する社員、 取締役、執行役員又はこ れらに順ずる者)の職名 及び氏名	職 名	氏 名	
未成年者である場合の 法定代理人の氏名(法人 の場合は、商号又は名称 及び代表者並びに役員 の氏名)及び住所	氏 名		
	住 所	〒	
	電話番号		
他の地方公共団体にお ける屋外広告業の登録 等(都道府県知事等の登 録を受けた者に関する 特例による届出を含む)	地方公共団体	登録等の年月日	登録等の番号
登録事項の変更履歴			
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

(備考)

各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加することができる。

(A4)

第 号  
年 月 日

屋外広告業登録通知書

様

横浜市長



横浜市屋外広告物条例第32条第2項の規定に基づき、次のとおり登録をしたので通知します。

登録番号	横浜市屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
初回登録年月日	年 月 日

(A4)



第 号  
年 月 日

屋外広告業登録拒否通知書

様

横浜市長



年 月 日 申請のありました屋外広告業の登録については次の理由により登録を拒否したので通知します。

登録拒否の理由	
根拠条文	

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市 長

住 所 〒

届出者

ふり がな  
氏 名

(法人の場合は、名  
称・代表者の氏名)

電話番号



横浜市屋外広告物条例第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	横浜市屋外広告業登録 第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
(事務処理欄)			受 付
年 月 日 供 覧	課 長	係 長	担 当 者
年 月 日 完 結			

【担当者連絡先】氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

(備考)

「変更事項」欄等については、必要に応じて加除することができる。

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市 長

住 所 〒

届出者

氏 名



(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話番号

横浜市屋外広告物条例第 36 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

登録番号	横浜市屋外広告業登録 第 号		
登録年月日	年	月	日
法人・個人の別	1 法人	2 個人	
氏 名 <small>ふりがな</small> (法人の場合、商号又は名称及び代表者の氏名)			
住 所	〒		
届出の理由	1 死亡 3 破産手続き開始の決定 5 廃止	2 合併による消滅 4 2、3以外の理由による解散	
事由発生年月日	年	月	日
屋外広告業と届出者との関係	1 相続人 3 破産管財人	2 元代表役員 4 清算人	5 本人
(事務処理欄)	受 付		
年 月 日 供 覧	課 長	係 長	担 当 者
年 月 日 完 結			

(備考)

「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業と届出者との関係」については、該当するものに○をつけること。

(A 4)

講習会受講申込書

年 月 日

(申込先)

横浜市 長

住 所 〒

写真 (カラー、  
申込前3月以内、  
正面脱帽、上半身像)

申請者 ふり 氏 がな 名

電話番号

屋外広告物講習会を受講したいので、横浜市屋外広告物条例施行規則第18条第1項の規定により申込書を提出します。

生年月日		
勤務先	名称	
	所在地	
受講の一部免除の資格の有無	資格名 有 ( ) ・無	
備考		

講習会修了証

住 所

氏 名

生年月日

横浜市屋外広告物条例第38条1項の規定による屋外広告物講習会の過程を修了したことを証します。

年 月 日

横浜市長



業務主任者資格認定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 長

住 所 〒

申請者

ふり がな  
氏 名



(法人の場合は、名  
称・代表者の氏名)

電話番号

横浜市屋外広告物条例第 39 条第 1 項第 5 号の規定による同項第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識を有することの認定を受けたいので、次のとおり申請します。

生年月日		年 月 日
勤務先	ふり がな 名 称	
	所在地	〒
申請理由等		
備考		

(備考)

この申請書には、営業所において広告物等の表示又は設置の責任者として 5 年以上の経験を有する者であることを証する書面を添付すること。

業務主任者資格認定証

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、横浜市屋外広告物条例第39条1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定します。

年 月 日

横浜市長



第 号  
年 月 日

屋外広告業登録抹消通知書

様

横浜市長



横浜市屋外広告物条例第43条第1項の規定により、次のとおり屋外広告業者登録簿から登録を抹消したので通知します。

抹消 した 登録 業者	登録番号	横浜市屋外広告業登録 第 号
	氏 名 (法人の場合、商号又は 名称及び代表者の氏名)	
	住 所	〒
抹消年月日		年 月 日
抹消理由		

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

(A4)



第 号  
年 月 日

営業停止命令書

様

横浜市長



年 月 日付 第 号で登録した屋外広告業者については、横浜市屋外広告物条例第43条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命じます。

停止を命ずる範囲	
停止期間	
停止を命ずる理由	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

特例屋外広告業届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市 長

住 所 〒

届出者

ふり がな  
氏 名  
〔法人の場合は、名  
称・代表者の氏名〕  
電話番号



横浜市屋外広告物条例第 44 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

神奈川県から受けている 登録にかかる登録の番 号、年月日、有効期間の 満了の日	登録番号		登録年月日
	神奈川県屋外広告業登録第 号		年 月 日
	有効期間の満了の日		
	年 月 日		
法人・個人の別	1 法人 2 個人		
市の区域内で営業 を行う営業所の名 称及び所在地並び に当該営業所の業 務主任者	営 業 所	ふり がな 名 称	
		所在地	〒
		電話番号	
		業務主任者の <small>ふりがな</small> 氏名	
		業務主任者の資格	
	営 業 所	ふり がな 名 称	
		所在地	〒
		電話番号	
		業務主任者の <small>ふりがな</small> 氏名	
		業務主任者の資格	

(裏面に続く)

法人である場合の役員 (業務を執行する社員、 取締役、執行役員又はこ れらに順ずる者)の職名 及び氏名	職 名	氏 名	
未成年者である場合の法 定代理人の氏名(法人の 場合は、商号又は名称及 び代表者並びに役員の氏 名)及び住所	ふり 氏 名		
	住 所	〒	
	電話番号		
(事務処理欄)			受 付
年 月 日 供 覧	課 長	係 長	担 当 者
年 月 日 完 結			

【担当者連絡先】

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(備考)

- 1 ※印欄は、横浜市屋外広告物条例第 44 条第 3 項の届出の場合は記入しないこと。
- 2 「届出の種類」、「法人・個人の別」については、該当するものに○をつけること。
- 3 営業所については、市の区域内で屋外広告業を行う営業所をすべて記入すること。
- 4 業務主任者の資格については、横浜市屋外広告物条例第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面に係る資格等の名称及び修了証書番号等を記入すること。
- 5 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 6 担当者が申請者と異なる場合は、担当者の連絡先を記載してください。

特例屋外広告業届出事項変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横 浜 市 長

住 所 〒

届出者

ふり がな  
氏 名

〔法人の場合は、名  
称・代表者の氏名〕

電話番号



横浜市屋外広告物条例第 44 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	横浜市特例屋外広告業届出 第 号		
届出年月日	年 月 日		
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
(事務処理欄)			受 付
年 月 日 供 覧	課 長	係 長	担 当 者
年 月 日 完 結			

【担当者連絡先】氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

(備考)

「変更事項」欄等については、必要に応じて加除することができる。

特例屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市 長

住 所 〒

届出者

氏 名

(法人の場合は、名  
称・代表者の氏名)

電話番号

印

横浜市屋外広告物条例第 44 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出番号	横浜市特例屋外広告業届出 第 号		
届出年月日	年 月 日		
法人・個人の別	1 法人 2 個人		
ふりがな 氏 名 (法人の場合、商号又は 名称及び代表者の氏名)			
住 所	〒		
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 2、3以外の理由による解散 5 廃止		
事由発生年月日	年 月 日		
特例屋外広告業者 と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人		
(事務処理欄)			受 付
年 月 日 供 覧	課 長	係 長	担 当 者
年 月 日 完 結			

「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「特例屋外広告業者と届出者との関係」については、該当するものに○をつけること。

第 号  
年 月 日

営業停止命令書

様

横浜市長



年 月 日付 第 号で届出を受理した特例屋外広告業者については、横浜市屋外広告物条例第44条第6項の規定により、次のとおり営業の停止を命じます。

停止を命ずる範囲	
停止期間	
停止を命ずる理由	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

特例屋外広告業者届出簿

届出番号	横浜市特例屋外広告業届出 第 号		
届出年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
初回登録日	年	月	日
法人・個人の別			
氏名 (法人の場合、商号又は 名称及び代表者の氏名)			
住所	〒		
電話番号			
市の区域内で営業 を行う営業所の名 称及び所在地並び に当該営業所の業 務主任者	営業所	名称	
		所在地	〒
		電話番号	
		業務主任者の氏名	
		業務主任者の資格	
	営業所	名称	
		所在地	〒
		電話番号	
		業務主任者の氏名	
		業務主任者の資格	

(裏面に続く)

法人である場合の役員 (業務を執行する社員、 取締役、執行役員又はこ れらに順ずる者)の職名 及び氏名	職 名	ふり 氏	がな 名
未成年者である場合の 法定代理人の氏名(法人 の場合は、商号又は名称 及び代表者並びに役員 の氏名)及び住所	氏 名		
	住 所	〒	
	電話番号		
登録事項の変更履歴			
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

(備考)

各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加することができる。

(A4)



第 号  
年 月 日

特例屋外広告業届出通知書

様

横浜市長



横浜市屋外広告物条例施行規則第 25 条第 2 項の規定により、次のとおり特例屋外広告業者届出簿に記載をしたので通知します。

届出番号	横浜市特例屋外広告業届出 第 号
届出年月日	年 月 日

(A 4)

屋外広告業者監督処分簿

登録番号		横浜市屋外広告業登録 第 号	
登録年月日		年 月 日	
法人・個人の別			
処分を受けた業者に関する事項	氏 名 (法人の場合、商号又は名称及び代表者の氏名)		
	住 所		〒
	電話番号		
	市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地	名 称	
		所在地	〒
	電話番号		
処分に関する事項	処分年月日		年 月 日
	根拠条文		
	処分の内容		
	処分の原因となった行為等		
	その他参考となる事項		

第 号  
年 月 日

過料処分決定通知書

様

横浜市長



横浜市屋外広告物条例第59条第 号の規定により、金 円の過料に処します。  
この過料は、 年 月 日までに、この通知に同封した納入通知書により、金融機関  
でお支払いください。

処分理由等

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。